

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 188・2010/01/16～2010/01/22

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 中华人民共和国专利法实施细则(修订)..... 2
- 研发机构采购国产设备退税管理办法..... 2
- 流动就业人员基本医疗保障关系转移接续暂行办法..... 2
- 投资性房地产评估指导意见(试行)..... 2
- 关于对采用电子化手册管理的加工贸易企业开展台帐电子化联网管理的公告..... 3
- 电气电子类产品强制性认证实施规则 家用和类似用途设备(修订)..... 3
- 关于转发《财政部关于印发 2009 年度外商投资企业财务会计决算报表的通知》的通知(上海)..... 3
- 在京设立外商投资股权投资基金管理企业暂行办法(北京)..... 4

二、相关新信息

- 国务院常务会议研究加快淘汰落后产能... 4
- 《关于进一步维护乙肝表面抗原携带者入学和就业权利的通知》公开征求意见..... 5
- 关于外国投资者在中国设立合伙企业的简要介绍..... 5

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 中華人民共和國專利法實施細則(改正版)..... 2
- 研究開發機構國產設備仕入税払戻管理弁法..... 2
- 流動就業者基本医療保險關係移管繼續暫定弁法..... 2
- 投機性不動産評価指導意見(試行)..... 2
- 電子化手帳管理を採用する加工貿易企業に対し電子化オンライン管理を実施することについての公告..... 3
- 電気電子類製品強制認証実施規則 家庭用及び類似用途設備(改正)..... 3
- 「2009 年度外商投資企業財務會計決算諸表を印刷配布することについての財務部による通知」を配布することについての通知(上海).... 3
- 北京における外商投資持分投資基金管理企業設立暫定弁法(北京)..... 4

二、関連する新情報

- 国务院常务会议が立遅れた産業エネルギー淘汰の加速を検討..... 4
- 「B 型肝炎表面抗原保菌者の入学及び就業の権利を更に保護することについての通知」がパブリックコメントを募集する..... 5
- 外国投資者が中国にパートナーシップ制企業を設立することに関する簡潔な紹介..... 5

一、相关新法令、新政策

● 中华人民共和国专利法实施细则（修订）

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 569 号

【发布日期】2010-01-09

【实施日期】2010-02-01

【提 示】为保证《专利法》（2008 年修订）实施，《专利法实施细则》进行了相应修改。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

专利法实施细则（修订）

http://www.gov.cn/zwqk/2010-01/18/content_1513398.htm

国务院法制办公室答记者问

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/yfzx/2010-01/19/content_1535367.htm

专利法（2008 年修订）

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content_1465318.htm

● 研发机构采购国产设备退税管理办法

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2010〕9 号

【发布日期】2010-01-17

【实施期间】2009-07-01 至 2010-12-31

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9457640.html>

● 流动就业人员基本医疗保障关系转移接续暂行办法

【发布单位】人力资源和社会保障部、卫生部、财政部

【发布文号】人社部发〔2009〕191 号

【发布日期】2009-12-31

【实施日期】2010-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=16dccc27-68bf-4749-886f-e34914edc5a5&tid=Cms_Info

● 投资性房地产评估指导意见（试行）

【发布单位】中国资产评估协会

【发布文号】中评协〔2009〕211 号

【发布日期】2009-12-18

【实施日期】2010-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mof.gov.cn/mof/zhuantihuigu/zcpq/zcpqdyj/201001/t20100120_262508.html

一、関連する新法令、新政策

● 中華人民共和國專利法實施細則（改正版）

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 第 569 号

【発 布 日】2010-01-09

【施 行 日】2010-02-01

【コメント】「專利法（特許法、実用新案法、意匠法に相当）」（2008 年改正）の施行を保證するため、「專利法實施細則」が相應に改正された。

【關係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。專利法實施細則（改正版）

http://www.gov.cn/zwqk/2010-01/18/content_1513398.htm

国务院法制办公室により記者質問への回答

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/yfzx/2010-01/19/content_1535367.htm

專利法（2008 年改正）

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content_1465318.htm

● 研究開發機構國產設備仕入税払戻管理弁法

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税発〔2010〕9 号

【発 布 日】2010-01-17

【施行期間】2009-07-01 から 2010-12-31 まで

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9457640.html>

● 流動就業者基本醫療保險關係移管繼續暫定弁法

【発布機関】人的資源及び社会保障部、衛生部、財政部

【発布番号】人社部发〔2009〕191 号

【発 布 日】2009-12-31

【施 行 日】2010-07-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=16dccc27-68bf-4749-886f-e34914edc5a5&tid=Cms_Info

● 投機性不動産評価指導意見（試行）

【発布機関】中国資産評価協會

【発布番号】中評協〔2009〕211 号

【発 布 日】2009-12-18

【施 行 日】2010-07-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mof.gov.cn/mof/zhuantihuigu/zcpq/zcpqdyj/201001/t20100120_262508.html

● 关于对采用电子化手册管理的加工贸易企业开展台帐电子化联网管理的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2010 年第 5 号

【发布日期】2010-01-20

【实施日期】2010-02-01

【提 示】该公告要求各海关结合关区实际情况确定分步推广计划和各阶段的适用企业范围,并对台帐电子化联网管理的相关具体操作事宜进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info209362.htm>

● 電子化手帳管理を採用する加工貿易企業に対し電子化オンライン管理を実施することについての公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2010 年第 5 号

【発 布 日】2010-01-20

【施 行 日】2010-02-01

【コメント】本公告は、各税関に対し管轄区の実際状況に照らし段階的推進計画及び各段階における適用企業の範囲を確定するよう求め、且つ台帳電子化オンライン管理の係る具体的取扱について規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info209362.htm>

● 电气电子类产品强制性认证实施规则 家用和类似用途设备（修订）

【发布单位】国家认证认可监督管理委员会

【发布文号】国家认证认可监督管理委员会 2010 年第 1 号公告

【发布日期】2010-01-05

【实施日期】2010-05-01

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

电气电子类产品强制性认证实施规则 家用和类似用途设备（修订）

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/238602.shtml>

关于家用和类似用途固定式电气装置的电器附件外壳产品强制性认证执行新版标准有关要求的公告

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/240402.shtml>

● 電氣電子製品強制認証実施規則 家庭用及び類似用途設備（改正）

【発布機関】国家認証認可監督管理委員会

【発布番号】国家認証認可監督管理委員会 2010 年第 1 号公告

【発 布 日】2010-01-05

【施 行 日】2010-05-01

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
電氣電子製品強制認証実施規則 家庭用及び類似用途設備（改正）

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/238602.shtml>

家庭用及び類似用途の固定式電気設備の電器付属外殻製品の強制認証に新基準の要求を執行することについての公告

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/240402.shtml>

● 关于转发《财政部关于印发 2009 年度外商投资企业财务会计决算报表的通知》的通知（上海）

【发布单位】上海市财政局

【发布文号】沪财企〔2010〕1 号

【发布日期】2010-01-15

【提 示】根据该通知,各外商投资企业应按照规定,将年度会计决算报表、编制说明、财务情况说明书、注册会计师对年度财务会计报表出具的审计报告等,在规定时间内上报主管财政机关。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于转发《财政部关于印发 2009 年度外商投资企业财务会计决算报表的通知》的通知

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/cz/gjtl/qt/useroobject7ai36068.html>

关于印发 2009 年度外商投资企业财务会计决算报表的通知

<http://hlj.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/gongzu>

● 「2009 年度外商投資企業財務會計決算諸表を印刷配布することについての財務部による通知」を配布することについての通知（上海）

【発布機関】上海市財政局

【発布番号】滬財企〔2010〕1 号

【発 布 日】2010-01-15

【コメント】本通知によると、各外商投資企業は規定に基づき、年度会計決算諸表、作成の説明、財務状況説明書、公認会計士の年度財務会計諸表に対する監査報告等に基づき、所定の期日までに主管財政機関に提出しなければならない。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「2009 年度外商投資企業財務会計決算諸表を印刷配布することについての財務部による通知」を配布することについての通知

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/cz/gjtl/qt/useroobject7ai36068.html>

2009 年度外商投資企業財務会計決算諸表を印刷配布することについての通知

● **在京设立外商投资股权投资基金管理企业暂行办法（北京）**

【发布单位】北京市金融工作局等四部门
【发布文号】京金融〔2009〕163号
【发布日期】2009-12-22
【实施日期】2010-01-01（试行3年）
【相关法令全文】请点击以下网址查看：
在京设立外商投资股权投资基金管理企业暂行办法
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1101021.htm>
关于促进股权投资基金业发展的意见
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1101016.htm>
关于促进股权投资基金业发展意见部分内容调整的通知
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1101017.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● **国务院常务会议研究加快淘汰落后产能**

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，研究部署加强淘汰落后产能工作。会议对电力、煤炭、焦炭、铁合金、电石、钢铁、有色金属、建材、轻工、纺织等重点行业近期淘汰落后产能提出了具体目标任务，并提出以下措施：

严格市场准入	▪ 加强投资项目审核管理，强化安全、环保、能耗、质量等指标的约束作用。 ▪ 严禁向落后产能建设项目供应土地。
充分运用市场机制	▪ 利用电价、资源性产品价格改革等提高落后产能企业和项目使用能源、资源、环境、土地的成本。 ▪ 采取综合性调控措施，抑制高消耗、高排放产品市场需求。

● **北京における外商投資持分投資基金管理企業設立暫定弁法（北京）**

【発布機関】北京市金融工作局等の4つの部門
【発布番号】京金融〔2009〕163号
【発布日】2009-12-22
【施行日】2010-01-01（試行3年）
【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。
北京における外商投資持分投資基金管理企業設立暫定弁法
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1101021.htm>
持分投資基金業の発展を促進することについての意見
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1101016.htm>
持分投資基金業発展を促進することについての意見一部調整に関する通知
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1101017.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● **国务院常务会议が立遅れた産業エネルギー淘汰の加速を検討**

温家宝国务院総理は先頃国务院常务会议の開催を主宰し、立遅れた産業エネルギー淘汰作業の強化手配を検討した。会議では、電力、石炭、コークス、鉄合金、カーバイド、鋼鉄、非鉄金属、建築材料、軽工業、紡績等の重点業種における近日の立遅れた産業エネルギーの淘汰に対して、具体的な任務目標を提示し、且つ次の措置を打ち出した。

市場参入を厳格化する	▪ 投資プロジェクト許認可管理を強化し、安全、環境保護、エネルギー消耗、品質等の指標の拘束的作用を強化する。 ▪ 立遅れた産業エネルギープロジェクトに土地を供給することを厳禁する。
市場メカニズムを十分に運用する	▪ 電力価格、資源性製品の価格改革等を利用し、立遅れた産業エネルギー企業及びプロジェクトの使用エネルギー、資源、環境、土地の原価を引き上げる。 ▪ 総合的統制措置を講じ、消耗量の多く、排出量の多い製品の市場ニーズを抑制する。

加大 执法 处罚 力度	- 对未按期完成淘汰落后产能任务的地区，严格控制投资项目，暂停项目环评、核准和审批。 - 对未按规定期限淘汰落后产能的企业，吊销排污许可证，撤回生产许可证和安全生产许可证，直至依法吊销工商营业执照。
完善 政策 激励 机制	- 中央财政统筹支持各地区淘汰落后产能工作，对经济欠发达地区加大支持和奖励力度，重点支持相关职工安置和企业转产。 - 对任务较重且完成较好的地区和企业，在安排技术改造和节能减排资金、土地开发利用、融资支持等方面给予倾斜。
其他 措施	- 加强监督检查。 - 完善企业职工安置政策。

(里兆律师事务所 2010 年 01 月 22 日整理编写)

法令 執行 におけ る処 罰を 強化 する	- 立遅れた産業エネルギーの淘汰任務を期日までに完了しない地区に対しては、投資プロジェクトを厳格に統制し、プロジェクト環境評価、認可及び審査許可を一時的に取り止める。 - 所定の期日までに立遅れた産業エネルギーを淘汰しなかった企業に対しては、汚染排出許可証を取消し、生産許可証及び安全生産許可証を取下げ、ひいては法に照らして工商營業許可証を取消す。
政策 のイン センテ ィブメ カニズ ムを整 備する	- 中央財政は各地区が立遅れた生産エネルギーの淘汰作業の支援を統一して計画手配し、経済の未発達地域に対しては支援とインセンティブを強化し、係る従業員補償と企業の生産品目の変更を重点的に支援する。 - 任務が相対的に重く且つ相対的によく完了させている地区及び企業に対しては、技術改造及び省エネ排出削減資金、土地開発利用、融資支援等の方面で力添えする。
その他 措置	- 監督検査を強化する。 - 企業の従業員再就業政策を整備する。

(里兆法律事務所が 2010 年 1 月 22 日付で作成)

● 《关于进一步维护乙肝表面抗原携带者入学和就业权利的通知》公开征求意见

日前，人力资源和社会保障部发布《关于进一步维护乙肝表面抗原携带者入学和就业权利的通知》（征求意见稿），并公开征求意见（截止日期为 2010 年 01 月 27 日）。该征求意见稿提出，除报经卫生部核准的特殊职业外：

- 用人单位在招工、招聘体检中，不得将乙肝病毒血清学检测项目（简称为“乙肝五项”）检查列入体检标准，也不得要求应聘者提供“乙肝五项”检测报告。
- 用人单位不得以劳动者携带乙肝表面抗原为理由拒绝招（聘）用、或者辞退或解聘劳动者。

(里兆律师事务所 2010 年 01 月 22 日整理编写)

● 「B 型肝炎表面抗原保菌者の入学及び就業の権利を更に保護することについての通知」がパブリックコメントを募集する

先頃、人的資源及び社会保障部が「B 型肝炎表面抗原保菌者の入学及び就業の権利を更に保護することについての通知」（意見募集案）を公布し、且つパブリックコメントを募集した（募集締切日は 2010 年 1 月 27 日）。当該意見募集案によると、衛生部で認可された特殊な職業のほか、以下の通り求められた。

- 雇用者の採用に関する健康診断において、B 型肝炎ウィルス血清学測定項目（「B 型肝炎 5 項目」）の検査を健康検査の基準に列記してはならず、応募者に「B 型肝炎 5 項目」の測定項目を提供するよう求めている。
- 雇用者は労働者が B 型肝炎表面抗原を保菌していることを理由に採用を拒否し、又は労働者を解雇してはならない。

(里兆法律事務所が 2010 年 1 月 22 日付で作成)

● 关于外国投资者在中国设立合伙企业的简要介绍

2009 年 11 月 25 日，中国国务院公布了《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》（将于 2010 年 03 月 01 日施行；以下简称“《办法》”），对外国投资者在中国设立合伙企业做出了详细规定。本文根据《办法》、《中华人民共和国合伙企业法》（以下简称“《合伙企业法》”）、《关于合伙企业合伙人所得税问题的通知》对外国投资者在

● 外国投資者が中国にパートナーシップ制企業を設立することに関する簡潔な紹介

2009 年 11 月 25 日、中国國務院は「外国企業又は個人による中国国内パートナーシップ制企業設立管理弁法」（2010 年 3 月 1 日施行、以下「弁法」という）を再び公布し、外国投資者による中国でのパートナーシップ制企業設立について詳細な規定を行った。本文は「弁法」、「中華人民共和國パートナーシップ制企業法」（以下「パートナーシップ制企業法」という）、「パート

中国设立合伙企业的相关事项进行简要介绍。

■ 关于投资主体、设立模式、企业类型

根据《办法》，外国投资者主要包括外国企业或者个人，中国投资者主要包括中国的自然人、法人和其他组织。即，至少从字面含义上，禁止外国企业之外的“其他组织”在中国设立合伙企业。此外，根据《合伙企业法》第3条的规定，中国的国有独资公司、国有企业、上市公司以及公益性的事业单位、社会团体不得成为普通合伙人（可以成为有限合伙人）。

外国投资者可通过以下三种模式在中国设立合伙企业：

- I. 与其他外国企业或者个人新设合伙企业。
- II. 与中国的自然人、法人或者其他组织新设合伙企业。
- III. 加入已经成立的合伙企业。该模式虽然可以节约时间和成本，但需要对现有的合伙企业进行全面的尽职调查，以规避入伙前合伙企业的经营风险。

关于合伙企业类型，根据合伙人责任承担方式的不同，分为普通合伙企业（含特殊的普通合伙企业）、有限合伙企业。普通合伙企业由普通合伙人组成，合伙人对合伙企业债务承担无限连带责任。有限合伙企业由普通合伙人和有限合伙人组成，普通合伙人对合伙企业债务承担无限连带责任，有限合伙人以其认缴的出资额为限对合伙企业债务承担责任。

■ 关于外国投资者出资

根据相关规定，普通合伙人可以用货币、实物、知识产权、土地使用权或者其他财产权利出资，也可以用劳务出资。有限合伙人可以用货币、实物、知识产权、土地使用权或者其他财产权利出资，但不可以用劳务出资。

根据《办法》第4条，外国投资者用于出资的货币应当是可自由兑换的外币，也可以是依法获得的人民币。

■ 关于合伙企业的设立程序

根据《办法》第5条，外国投资者在中国境内设立合伙企业，由全体合伙人指定的代表或者共同委托的代理人向被授权的地方工商行政管理部门

「弁法」に基づき、外国投資者による中国でのパートナーシップ制企業設立の関係事項について簡潔に紹介する。

■ 投資主体、設立モデル、企業形態について

「弁法」によると、外国投資者には主に外国企業又は個人が含まれ、中国投資者には主に中国の自然人、法人及びその他組織が含まれる。即ち、少なくとも文字上は、外国企業以外の「その他組織」が中国にパートナーシップ制企業を設立することは禁止されている。また、「パートナーシップ制企業法」第3条の規定によると、中国の国有独資会社、国有企業、上場会社及び公益性の事業機関、社会団体は普通のパートナーになることはできない（有限パートナーになることができる）。

外国投資者は次の3通りのモデルを通して中国にパートナーシップ制企業を設立することができる。

- I. その他外国企業又は個人とパートナーシップ制企業を新設する。
- II. 中国の自然人、法人又はその他組織とパートナーシップ制企業を新設する。
- III. すでに設立されているパートナーシップ制企業に加入する。当該モデルは時間とコストを節約できるが、パートナーシップに加入する前のパートナーシップ制企業の経営リスクを回避するため、現存するパートナーシップ制企業に対し全面的なデューデリジェンスを実施しなければならない。

パートナーシップ制企業の形態については、パートナーの責任負担方法の違いにより、普通パートナーシップ制企業（特殊な普通パートナーシップ制企業を含む）、有限パートナーシップ制企業に分けられる。普通パートナーシップ制企業は、普通パートナーによって構成され、パートナーはパートナーシップ制企業の債務について無限の連帯責任を負う。有限パートナーシップ制企業は普通パートナーと有限パートナーにより構成され、普通パートナーはパートナーシップ制企業の債務に対し無限の連帯責任を負い、有限パートナーは自己の払い込みを受けけた出資額を限度にパートナーシップ制企業の債務に対し責任を負う。

■ 外国投資者の出資について

関係規定によると、普通パートナーは貨幣、現物、知的財産権、土地使用権又はその他資産権利をもって出資することも、役務をもって出資することもできる。有限パートナーは貨幣、現物、知的財産権、土地使用権又はその他資産権利をもって出資することができるが、役務をもって出資することはできない。

「弁法」第4条によると、外国投資者が出資に用いる貨幣は、自由に兌換できる外貨でも、法に照らして獲得した人民元でもよい。

■ パートナーシップ制企業の設立手順について

「弁法」第5条によると、外国投資者が中国国内にパートナーシップ制企業を設立する場合、パートナー全員が指定する代表又は共同で依頼する代理人が、権

(以下简称“企业登记机关”)申请设立登记,企业登记机关予以登记的,应当同时将有关登记信息向同级商务主管部门通报。此举废除了“外资进入需商务部门前置审批”的惯例,可以极大的方便外国投资者在中国进行投资。

当然,废除商务部门的前置审批,并不意味着对其没有任何限制。律师理解,至少在以下三个方面还存在限制:

- I. 根据《办法》第 5 条,设立合伙企业时,应提交“符合外商投资产业政策的说明”。即,由企业登记机关负责按照《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》等法律规定对合伙企业是否符合外商投资产业政策进行审核。由于企业登记机关对上述法规并不熟悉,有可能在初期会出现一些争议。
- II. 根据《办法》第 13 条,外国投资者在中国境内设立合伙企业涉及须经政府核准的投资项目的,依照国家有关规定办理投资项目核准手续。即,如果外国投资者投资的项目属《外商投资项目核准暂行管理办法》等法律规定所要求的应经核准的项目,则应事先报国家发展和改革委员会进行项目核准。
- III. 根据《合伙企业法》第 9 条,合伙企业的经营范围中有属于法律、行政法规规定在登记前须经批准的项目的,该项经营业务应当依法经过批准,并在登记时提交批准文件。例如:道路运输、广告、人才中介等。

■ 关于合伙企业的税收

关于外国投资者在合伙企业中的税收,《办法》未作明确规定。律师认为,目前情况下,可根据中国法律关于合伙企业的税收规定执行。

根据财政部、国家税务总局 2008 年 12 月 23 日发布的《关于合伙企业合伙人所得税问题的通知》(以下简称“《通知》”),合伙企业生产经营所得和其他所得采取“先分后税”的原则。即,对于合伙企业所得,首先按照一定比例划分为各合伙人的应纳税所得额,由各合伙人分别缴纳个人所得税或企业所得税。

根据《通知》,关于各合伙人的应纳税所得税,按照以下顺序确定:

- I. 按照合伙协议约定的分配比例确定应纳税所得额。
- II. 合伙协议未约定或者约定不明确的,按照

利を付与された地方の工商行政管理部門(以下「企業登記機関」という)に登記設立を申請し、企業登記機関が登記を認めるときには、同時に関係登記情報を同級の商務主管部門に通報しなければならない。これにより「外資の参入は商務部門の前置審査許可が必要である」という慣例が破られ、外国投資者の中国での投資には極めて便利になった。

勿論、商務部門の前置審査許可を行うことは、それに対して何らかの制限を設けることを意味するわけではない。筆者の認識では、少なくとも次の 3 つの方面で制限が存在すると思われる。

- I. 「弁法」第 5 条によると、パートナーシップ制企業を設立する場合、「外商投資産業政策に適合する説明」を提出しなければならない。即ち、企業登記機関は「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」等の法律規定に基づき、パートナーシップ制企業が外商投資産業政策に適合するかどうかを審査する。企業登記機関は上記の法規については詳しくないことから、初期の段階で意見の食い違いが生じるおそれもある。
- II. 「弁法」第 13 条によると、外国投資者が中国国内に設立するパートナーシップ制企業が政府の認可を必要とする投資プロジェクトである場合、国の関係規定に照らして投資プロジェクト認可手続を行うことになる。即ち、外国投資者が投資するプロジェクトが「外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」等の法律の規定で要求する認可を必要とするプロジェクトである場合、事前に国家発展改革委員会の関係部門に申告しプロジェクト認可を受けなければならない。
- III. 「パートナーシップ制企業法」第 9 条の規定によると、パートナーシップ制企業の経営範囲の中に法律、行政法規で登記前に必ず許可を受けなければならないプロジェクトに該当するものが含まれる場合、当該経営業務は法に照らして許可を受け且つ登記時に許可書類を提出しなければならない。たとえば、道路輸送、広告、人材仲介などがこれである。

■ パートナーシップ制企業の租税問題について

外国投資者のパートナーシップ制企業における租税については、「弁法」では明確に定められていない。筆者の認識では、現在の状況において、中国の法律のパートナーシップ制企業に関する租税規定に基づき執行することができると思う。

財政部、国家税務総局が 2008 年 12 月 23 日に公布した「パートナーシップ制企業のパートナー所得税に関する通知」(以下「通知」という)によると、パートナーシップ制企業の生産経営収入及びその他収入に対しては「先に区分し後から納税する」原則を講じる。即ち、パートナーシップ制企業の収入については、まず一定の比率に応じてそれぞれのパートナーの課税所得額を区分し、パートナーごとに個人所得税又は企業所得税をそれぞれ納付する。

「通知」によると、パートナーごとの課税所得税につい

合伙人协商决定的分配比例确定应纳税所得额。

- III. 协商不成的, 按照合伙人实缴出资比例确定应纳税所得额。
- IV. 无法确定出资比例的, 按照合伙人数量平均计算每个合伙人的应纳税所得额。

根据《通知》, 合伙人是自然人的, 缴纳个人所得税; 合伙人是法人或其他组织的, 缴纳企业所得税, 且不得用合伙企业的亏损抵减其盈利。目前, 各地在理解上存在不一致的地方包括: 外国自然人是比照“个体工商户的生产经营所得”、适用 5%~35% 的五级超额累进税率, 还是比照“利息、股息、红利所得”、适用 20% 的税率; 外国企业是比照“利息、红利等权益性投资收益”、适用 10% 的税率, 还是比照“经营所得”、适用 25% 的税率; 等等。

总体来说, 此前外国投资者到中国投资主要限于公司制(中外合资经营企业、外商独资企业)和合作制(中外合作经营企业)等形式, 而该《办法》提供了合伙这一新的投资方式。由于合伙制在设立程序、操作灵活性等方面明显优于公司制, 将有可能发展成为外国投资者在中国投资的重要方式之一。

备注:

请点击以下网址, 查看相关法令的全文内容:

《中华人民共和国合伙企业法》

http://www.gov.cn/flfg/2006-08/28/content_371399.htm

《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》

http://www.gov.cn/zwgk/2009-12/02/content_1478238.htm

《关于合伙企业合伙人所得税问题的通知》

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n8193466/n8193602/8884885.html>

(里兆律师事务所 2010 年 01 月 22 日整理编写)

て、以下の順序に基づき確定する。

- I. パートナー協定にて約定した分配比率に基づき課税所得額を確定する。
- II. パートナー協定に約定しておらず又は約定が不明確な場合、パートナーが協議し決定した分配比率に基づき課税所得額を確定する。
- III. 協議で合意できない場合、パートナーの実際の出資払込比率に基づき課税所得額を確定する。
- IV. 出資比率を確定できない場合、パートナー数に応じてパートナーごとの課税所得額の平均値を計算する。

「通知」によると、パートナーが自然人の場合、個人所得税を納付し、パートナーが法人又はその他組織の場合、企業所得税を納付し、且つパートナーシップ制企業の欠損をもってその利益を控除してはならない。現在、地域ごとに異なる解釈が存在するが、それには、外国の自然人は「個人経営の商工業者の生産経営所得」に基づき、5~35%の5等級の超额累進税を適用するか、それとも「利息、配当金、配当所得」に基づき、20%の税率を適用するか、外国企業は「配当金、配当所得等の權益性投資収益」に基づき、10%の税率を適用するか、それとも「経営所得」に基づき、25%の税率を適用するか等が含まれる。

総じて言うならば、従来は外国当事者の中国での投資は主に会社制(中外合弁経営企業、外商独資企業)及び合作制(中外合作経営企業)等の形式に限定されたが、当該「弁法」はパートナーシップという新たな投資方式を提供している。パートナーシップ制は設立手順、実務の弾力性等の方面で会社制よりもメリットがあり、外国投資者の中国投資の重要な方式の1つに発展していくことが考えられる。

備考:

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国パートナーシップ制企業法」

http://www.gov.cn/flfg/2006-08/28/content_371399.htm

「外国企業又は個人による中国国内パートナーシップ制企業設立管理弁法」

http://www.gov.cn/zwgk/2009-12/02/content_1478238.htm

「パートナーシップ制企業のパートナー所得税事項に関する通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n8193466/n8193602/8884885.html>

(里兆法律事務所が 2010 年 1 月 22 日付で作成)